

令和7年度 地籍調査事業

一筆地調査・測量工程委託業務仕様書 (C・D・E・FⅠ・FⅡ-1工程)

第1章 総 則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、発注者 高知県安芸郡芸西村（以下「甲」という。）が、国土調査法に基づき実施する地籍調査事業に伴う地籍調査（C・D・E・FⅠ・FⅡ-1工程）を行う場合に適用する。

(作業規程)

第2条 本業務の実施にあたっては、本仕様書のほか委託契約書及び下記の法令等により行い、疑義を生じた場合には、甲と協議し実施すること。

- (1) 国土調査法(昭和26年6月1日法律 180号)
- (2) 国土調査法施行令(昭和27年3月31日政令第59号)
- (3) 基準点測量作業規程準則(昭和61年11月18日総理府令第51号)
- (4) 地籍調査作業規程準則(昭和32年10月24日総理府令第71号)(以下「準則」という。)
- (5) 同 運用基準(平成14年3月14日国土国第590号)(以下「運用基準」という。)
- (6) 地籍図の様式を定める省令(昭和61年11月18日総理府令第54号)
- (7) 地籍簿の様式を定める省令(昭和53年3月25日総理府令第3号)
- (8) 地籍調査事業工程管理及び検査規程(平成14年3月14日国土国第591号)
- (9) 同 細則(平成14年3月14日国土国第598号)
- (10) 地籍調査事業(外注)実施要領(平成15年4月1日国土国第504号国土調査課長通知)
- (11) 不動産登記法等関連法規(参考)
- (12) 測量法(昭和24年6月3日法律第188号)

(作業計画)

第3条 受注者（以下「乙」という。）は、業務着手前に作業実施計画書、着手届、管理技術者届、現場代理人届等を作成し、甲の承認を受けなければならない。また、その計画を変更しようとする時も同様である。

管理技術者は、測量法第49条により登録された測量士でなければならない。また、公益社団法人全国国土調査協会に登録された地籍主任調査員及び一般社団法人日本国土調査測量協会に登録された地籍調査管理技術者若しくは、5年以上の地籍調査事業に携わった者とする。

(秘密保持)

第4条

- (1) 乙は業務上知り得た情報について外部に漏らしてはならない。また、許可なく複写及び加工してはならない。
- (2) 乙は個人情報保護法に基づく必要な措置を講じなければならない。

（身分証明書及び土地立ち入り）

第5条

- （１） 乙は業務実施にあたり、甲が貸与する国土調査法第24条第3項の規定に基づく身分証明書を常時携帯し関係人の請求があればこれを呈示すること。
- （２） 調査のため他人の土地に立ち入る場合は、あらかじめ当該土地所有者、又は既住者にその旨を通知すること。
- （３） 乙は業務終了後速やかに身分証明書を甲に返納すること。

（損害の補償）

第6条 業務実施にあたり、乙の責により第三者に与えた損害は、乙の責任において補償しなければならない。

（使用機器）

第7条 本作業に使用する機器は、準則及び運用基準に基づくものとし、使用器械名を記載した書類及び検定証明書を甲に提出し、承認を得るものとする。

（工程管理）

第8条 本作業における自社点検を、地籍調査事業工程管理及び検査規程に準じて実施しなければならない。

毎月の業務の進捗状況を、毎月報告書により提出し、業務実施中に甲から資料の提出を求められた場合は、期日までに作成して提出しなければならない。

（保安）

第9条 乙は、本業務中交通の妨害となるような行為はもちろん、公衆に迷惑を及ぼさないよう次の各項により作業をしなくてはならない。

- （１） 交通及び保安に関係ある作業については、あらかじめ所管官公庁と十分な打ち合わせのうえ実施すること。
- （２） 本業務従事者は、常に言動には注意し、無益の摩擦や紛争を起こさないこと。
- （３） 本業務中事故が生じた場合は、所要の措置を講ずるとともに事故発生の原因、経過及び事故による被害の内容について速やかに甲に連絡すること。

（貸与資料）

第10条

- （１） 本業務を執行するうえで必要な資料は、甲が乙に貸与するものとする。貸与された資料については、その重要性を認識し取扱い及び保管を慎重に行うものとする。
- （２） 本業務が終了し、又は貸与資料が不要となった場合は、速やかに甲に返却しなければならない。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

（成果品の品質保証）

第11条 乙は、作業終了後甲の検査において、過失または粗漏に起因する誤りが認められた場合は、速やかに再調査、再測、補測等を乙の負担において実施すること。

第2章 作 業 要 領

（工期）

第12条 本作業の工期は、下記のとおりとする。

（自） 契約日から

（至） 令和8年3月25日

（作業区域・数量）

第13条 本作業の実施区域及び事業量は下記のとおりとする。

20253930701地区 （1）作業区域 ： 和食の一部

（2）事業量 ： 0.600 k m²

（3）精度区分 ： 乙2

（4）縮尺 ： 1/1000

（作業工程）

第14条 本作業の工程は、次のとおりとする。

（1） C 工程：地籍図根三角測量

（2） D 工程【※省略】：地籍図根多角測量

（3） F I 工程：地籍細部図根測量

（4） F II－1 工程：一筆地測量

（5） E 工程：一筆地調査

（C工程：地籍図根三角測量）

第15条

（1） 乙は、準則及び運用基準に基づき、本作業を実施するものとする。

（2） 乙は、測量成果品について、国土地理院に登録された第三者機関の検定を受けること。

（D工程：地籍図根多角測量）【※省略】

第16条

（1） 乙は、準則及び運用基準に基づき、本作業を実施するものとする。

（2） 乙は、測量成果品について、国土地理院に登録された第三者機関の検定を受けること。

（F I 工程：地籍細部図根測量）

第17条 乙は、準則及び運用基準に基づき、本作業を実施するものとする。

（F II－1 工程：一筆地測量）

第18条 乙は、準則及び運用基準に基づき、本作業を実施するものとする。

（E工程：一筆地調査業務内容）

第19条 乙は、準則及び運用基準に基づき、本作業を実施するものとする。なお、一筆地調査の工程及び作業内容は次のとおりとする。

	一筆地調査の工程	作 業 内 容	甲	乙
E－1	作業準備	作業の打ち合わせ	○	○
		作業打合せ簿の作成		○
		貸与資料作成	○	
		法務局調査	◎	○
		関係者名簿作成		○
		住所不明者・相続人調査	○	

		関係者名簿確認審査	○	
		推進委員会の通知・開催	◎	○
		関係者説明会の通知・開催	◎	○
		関係機関との協議	◎	○
E-2	作業進行予定表作成	現地調査計画立案	○	◎
		現地調査計画案協議	○	○
		現地調査計画審査	○	
E-3	単位区域界の調査	単位区域界調査	○	○
E-4	調査図素図の作成	調査図素図の作成		○
		調査図一覧図の作成		○
		地籍調査票の作成		○
		調査図素図等の作成審査	○	
E-5	現地調査の通知	現地調査詳細計画	○	◎
		現地調査の通知	○	◎
E-6	市町村界の調査	境界調査通知	○	◎
		境界標の設置	○	○
E-7	現地調査	所有者・地番・地目の調査	○	◎
		筆界の確認	○	◎
		筆界基準杭の設置		○
		現地調査立会調書の作成		○
		地籍調査票への記入及び署名捺印		○
		不調箇所等問題点整理		○
		現地調査立会調書確認・審査	○	
		未定箇所資料整理		○
E-8	取りまとめ	点検整理	○	◎
E-9	実施者検査	実施者検査	○	
E-10	認証者検査	認証者検査	○	○
再調査	現地再調査 再調査は必要に応じて実施する。	再立会調査計画立案	○	◎
再調査	現地再調査 再調査は必要に応じて実施する。	再立会調書の作成		○
		現地調査の通知	○	◎
		現地調査	○	◎
		調査図等整理		○
		再立会調書確認・審査	○	

(注) ◎は主体に行うもの、ただし作業分担は甲と十分に協議すること

(作業準備)

第20条

- (1) 法務局において公図、土地登記簿写し（登記事項要約書含む）、既提出地積測量図などの関連資料請求を行う場合は、第5条に掲げる身分証明書を呈示し、甲の発行する閲覧（交付）申請書を提出すること。
- (2) 関係者名簿として個人別土地台帳を作成し、土地の表示及び登記簿上の登記名義人等の利害関係人の住所氏名を甲に報告すること。
- (3) 推進委員会、関係者説明会、関係機関協議等については、甲が開催するので出席し必要に応じて業務の説明を行うこと。

（作業進行予定表作成）

第21条 調査区域の状況、作業内容、面積、筆数、作業職員数及び天候等を勘案のうえ現地調査の計画を作業進行予定表として立案し、計画の実効性、妥当性について甲と協議すること。

（調査図素図等の作成）

第22条 調査図素図の作成にあたっては、次の点を考慮のうえ作業を行うこと。

- （1） 作業区域内の調査図素図作成は、法務局備え付けの公図（字図）を利用すること。また、分筆登記簿により地積測量図が備え付けられていれば、写しを取り確認すること。
- （2） 調査図一覧図の作成は、接合関係、長狭物等の位置に十分注意を払うこと。
- （3） 作業区域内の地籍調査票の作成は、法務局の土地登記簿を利用すること。

（現地調査の通知）

第23条 現地調査の通知にあたっては、次の点を考慮のうえ作業を行うこと。

- （1） 乙は現地調査の実施を通知するため土地の所有者その他の利害関係人又はその代理人に立会目的、日時等を記載した立会通知文を甲と協議のうえ作成すること。
- （2） 土地所有者への立会通知については、所有者及び共有者全員、所有者が死亡の場合には相続人全員へ通知すること。
- （3） 上記の場合、乙は甲と十分な打ち合わせの上、現地調査に着手する時期を決定し、作業班毎にその日時、地番、所有者等を記入し、現地調査立会調書として作成すること。
- （4） 立会通知文は、立会日の2週間前までに甲に提出すること。
- （5） 土地所有者に対して地籍調査の意義及び作業の内容を説明し、現地調査に立ち会うべき旨を郵送又は電話にて連絡すること。なお、電話により連絡しがたい場合は郵送によることができる。
- （6） 調査日程については、筆数・面積等を十分に考慮し、日割及び作業班体制を決定すること。その決定については、監督職員と協議を行うこと。
- （7） 郵送した現地調査通知が住所不明等により返送された場合にも、監督職員と協議すること。

（市町村界の調査）

第24条 市町村の境界調査にあたっては、次の点を考慮のうえ作業を行うこと。

- （1） 境界に接する土地及び所有者等の事前準備は第20条に準じて行うこと。
- （2） 境界に接する土地所有者その他の利害関係人又はその代理人への現地調査の通知については、第23条に準じて行うこと。
- （3） 現地において甲の指示により必要な地点に境界標を設置すること。

（現地調査作業）

第25条 現地調査にあたっては、次の点を考慮のうえ作業を行うこと。

- （1） 現地調査は、調査図素図等に基づいて、おおむね土地の配列の順序に従い、毎筆の土地について、その所有者、地番、地目及び筆界の調査を行うこと。
- （2） 各筆の立会については、土地所有者その他の利害関係人又はその代理人の立会が確実となるよう努め、隣接する土地双方の土地所有者等の立会が得られない土地については筆界調査を行ってはならない。
- （3） 各筆の筆界の確認は、地籍調査における最も重要な作業の一つであり、調査を円滑かつ迅速に実施するためにも、筆界の確認にあたっては特に入念に対処すること。
- （4） 立会に際しては、職員はもとより、土地所有者等の立会者に保安帽の着用を促すなど安全確保に十分配慮すること。
- （5） 本地区の最終年度に実施する成果の閲覧（国土調査法第17条）において、土地所有者等への立会状況等の説明が必要であるため、現地立会を把握した現場担当者の出席を求める場合があるので、その際は出席すること。

（調査図作成）

第26条 調査図の作成にあたっては、次の点を考慮のうえ作業を行うこと。

- （1） 筆界点番号標を設置したときは、その都度調査図素図の該当する箇所にその番号を記録すること。
- （2） 調査図素図の表示が現地調査の結果と相違しているときは、当該表示事項を訂正及び修正又は記録するとともに、次の場合には、調査図素図に必要な事項を記録して調査図を作成すること。
 - ・ 分割があったものとして調査する場合
 - ・ 合併（一部合併を含む）があったものとして調査する場合
 - ・ 新たに土地の登記をすべき土地を発見した場合
 - ・ 滅失（一部滅失を含む）又は不存在地があった場合
 - ・ 地番を変更する場合

（地籍調査票整理）

第27条 地籍調査票の記録は、次の点を考慮のうえ作業を行うこと。

- （1） 現地調査の立会の経緯を記録するため地籍調査票に土地所有者その他の利害関係人又はその代理人に署名押印させるとともに、地籍調査において同意（承認）を得ることとされている次の場合には、当該同意をした土地所有者又はその代理人、あるいはその相続人に署名押印させるほか地籍調査票に必要な事項を記録し、整理すること。
 - ・ 地番変更をする場合
 - ・ 分割があったものとして調査する場合
 - ・ 合併（一部合併を含む）があったものとして調査する場合
 - ・ 滅失（一部滅失を含む）又は不存在地があった場合
- （2） 土地所有者等の立会にもかかわらず筆界の確認に至らなかった場合にも、その経緯を記録すること。
- （3） 上記立会後に再立会を行い、筆界の確認が行われた場合は、（1）の処理を行い、土地所有者その他の利害関係人又はその代理人に再度、署名押印させるほか、再立会時の経緯を記録すること。
- （4） 筆界未定地、不存在地、滅失地（一部滅失を含む）及び長狭物以外の現地確認不能地の処理を行う必要がある場合には、監督職員の指示を受けること。
- （5） 地番区域ごとに現地調査を終えたときは、その都度地番（枝番を含む）の順序に編綴すること。

（立会処理簿作成）

第28条 立会処理簿の作成にあたっては、次の点を考慮のうえ作業を行うこと。

- （1） 現地調査の立会状況を現地調査立会調書に取りまとめるとともに、筆界の確認が得られない土地及び土地所有者等の立会のできない土地については、調査の経緯等を記入し再立会調書として作成すること。
- （2） 上記の再立会調書は、各作業班、字名毎、内容別（民地、県道、市道、水路、官有地等）毎に整理し、甲に提出すること。また、再立会日程表は、甲と十分打ち合わせの上で作成し、土地所有者等への連絡をすること。
- （3） 再立会の立会結果は、再立会調書に取りまとめること。
- （4） 現地調査立会調書及び再立会調書は、作業班毎に立会処理簿として取りまとめること。

(成果品)

第29条 本作業で納入する成果品は次のとおりとする。

(1) 成果品の様式等については、準則、運用基準、「地籍測量及び地積測定における作業の記録及び成果の記載例」(平成23年12月27日国土籍第279号国土交通省土地・建設産業局地籍整備課長通知)等、または、甲の定めた様式及び電子媒体により提出すること。

単位作業	記録及び成果
1 各工程共通	① 工程表 ② 検査成績表 ③ 作業従事者名簿 ④ その他の工程上必要な書類
2 C 工程 地籍図根三角測量	① 基準点等成果簿写 ② 地籍図根三角點選点手簿 ③ 地籍図根三角點選点図 ④ 地籍図根三角測量観測計算諸簿 ⑤ 地籍図根三角点網図 ⑥ 地籍図根三角点成果簿 ⑦ 精度管理表 ⑧ 測量標の設置状況写真 ⑨ 検定成績表
3 D 工程【※省略】 地籍図根多角測量	① 地籍図根多角點選点手簿 ② 地籍図根多角點選点図 ③ 地籍図根多角測量観測計算諸簿 ④ 地籍図根多角点網図 ⑤ 地籍図根多角点成果簿 ⑥ 精度管理表 ⑦ 測量標の設置状況写真 ⑧ 検定成績表
4 F I 工程 地籍細部図根測量	① 細部図根測量観測計算諸簿 ② 細部図根点配置図 ③ 細部図根点成果簿 ④ 精度管理表
5 F II-1 工程 一筆地測量	① 一筆地測量観測計算諸簿 ② 精度管理表
6 E 工程 一筆地調査	① 作業進行予定表 ② 一筆地調査図素図・一筆地調査図 ③ 地籍調査票綴 ④ 作業日誌 ⑤ 立会処理簿 ⑥ 名寄帳(地籍調査前の個人別台帳) ⑦ 登記所字図写(地積測量図含む) ⑧ 登記簿要約書 ⑨ その他、監督職員の指示するもの

(2) 成果品とする電子媒体は、ウィルスチェックを行い納品するものとし、その電子媒体は、甲が所有するウィルス検査用のパソコンで再度検査を行うものとする。

なお、業務名・作成年月日・発注者名・ウィルスチェックに関する情報(ウィルス対策ソフト名/ウィルス定義年月日/チェック年月日)・フォーマット形式をラベルにて表示するものとする。

(検査)

第30条 甲の行う検査にあたっては、次の点に留意すること。

- (1) 作業完了時、乙において十分な自社点検を行った後、甲の検査を受けるものとする。なお、中間においても、甲の指示があるときは各工程の検査を受けなければならない。
- (2) 屋外で行う検査においては、乙は必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。
- (3) 修正箇所がある場合は、乙は速やかに修正を行わなければならない。

(その他)

第31条 本業務を担当する作業従事者等は地域性を熟知し、かつ十分な経験を有した技術者を配属すること。ただし、作業途中において入れ替え等のため異動のあったときはただちにその旨を報告すること。

(個人情報の保護)

第32条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

別記 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められるもの。以下同じ）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複製又は複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による業務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複製し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、甲が承諾したときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務については、自ら行い、第三者に委託してはならない。

(資料等の返還)

第8 乙は、この契約による業務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報に記載された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(調査)

第10 甲は、乙がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じる恐れがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(暴力団又は暴力団関係者からの不当要求又は業務妨害(以下この条において「不当介入」という。)の排除)

第33条 (1) 乙は、暴力団又は暴力団関係者から業務の実施に関して不当介入を受けたときは、その旨を直ちに調査職員に報告し、所轄の警察署に届け出なければならない。

(2) 乙は、不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに調査職員に報告し、所轄の警察署に被害届を提出しなければならない。

(3) 乙は、調査職員及び所轄警察署と協力して、不当介入の排除措置を講じなければならない。

(4) 乙が不当介入の報告を怠った場合は、指名停止等の措置を講じることがある。